

知立市国土強靱化地域計画

第2版

令和4年3月

愛知県知立市

はじめに

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波の発生により未曾有の被害をもたらしました。一方で、近い将来、発生が懸念されている南海トラフを震源とする大規模地震は、東日本大震災以上に広域にわたり甚大な被害が発生することが想定されています。さらに地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度増加、大型化する台風の増加も予測されており、これにより水害等の頻発、激甚化も懸念されています。

国においては、2013年(平成25年)12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行されました。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が2014年(平成26年)6月3日に閣議決定され、強靱な国づくりを計画的に進めています。一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者など関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠です。愛知県においては、南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の維持等を目的とした「愛知県地域強靱化計画」が2020年(令和2年)3月に策定されました。

本市においても南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害の発生が危惧されており、これまで第6次知立市総合計画において、『人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり(施策1 防災・危機管理、施策2 地域の安全)』をスローガンとして、地域防災計画の見直し、「知立市業務継続計画(BCP)2017年(平成29年)3月修正」の策定、建物の耐震化、防災訓練の実施など、ソフト事業を中心に防災対策に取り組んできたところです。

こうした動向を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、強靱な地域をつくっていくため、本市の強靱化に関する指針となる「知立市国土強靱化地域計画」を策定し、国、県、関係機関等と連携・協力し総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

〈目 次〉

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1-1 計画の策定趣旨	1
1-2 知立市を強靱化する意義	1
1-3 計画の位置づけ等	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 対象とする区域	2
1-4 想定するリスク	3
第 2 章 知立市の地域特性等	4
2-1 知立市の地域特性	4
(1) 位置	4
(2) 気候・降水量	4
(3) 地形・地質	5
(4) 人口動向	6
(5) 産業特性	6
(6) 都市の状況	7
2-2 知立市に影響を及ぼす大規模自然災害	9
(1) 過去の主な災害	9
(2) 南海トラフ地震被害予測	10
(3) 洪水浸水想定	14
第 3 章 知立市国土強靱化の基本的な考え方	15
3-1 知立市国土強靱化の基本目標	15
3-2 知立市国土強靱化を進める上での留意事項	15
第 4 章 知立市の脆弱性評価と強靱化の推進方針	16
4-1 脆弱性の評価	16
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	16
ア 事前に備えるべき目標	16
イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	19
(3) 脆弱性評価結果	19

4-2 推進すべき施策の方針	20
(1) リスクシナリオごとの施策の方針	20
(2) 施策分野ごとの方針	37
ア 個別施策分野	38
イ 横断的分野	46
第5章 計画推進の方策	47
5-1 地域計画の進捗管理	47
(1) 計画の推進体制	47
(2) 計画の進捗管理	47
(3) 計画の見直し	47
資料 脆弱性評価結果	
1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	48
2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	62
用語説明	71

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、2014年（平成26年）6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしています。

また、2018年（平成30年）12月には、基本計画が見直され、国土強靱化に関する施策の加速化・深化が図られています。一方、国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、他の計画等の見直し・推進等も通じて、強靱な国づくりを総合的に推進する必要があるとしています。

知立市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本市の強靱化に関する施策を国土強靱化基本計画や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携・協力のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

1-2 知立市を強靱化する意義

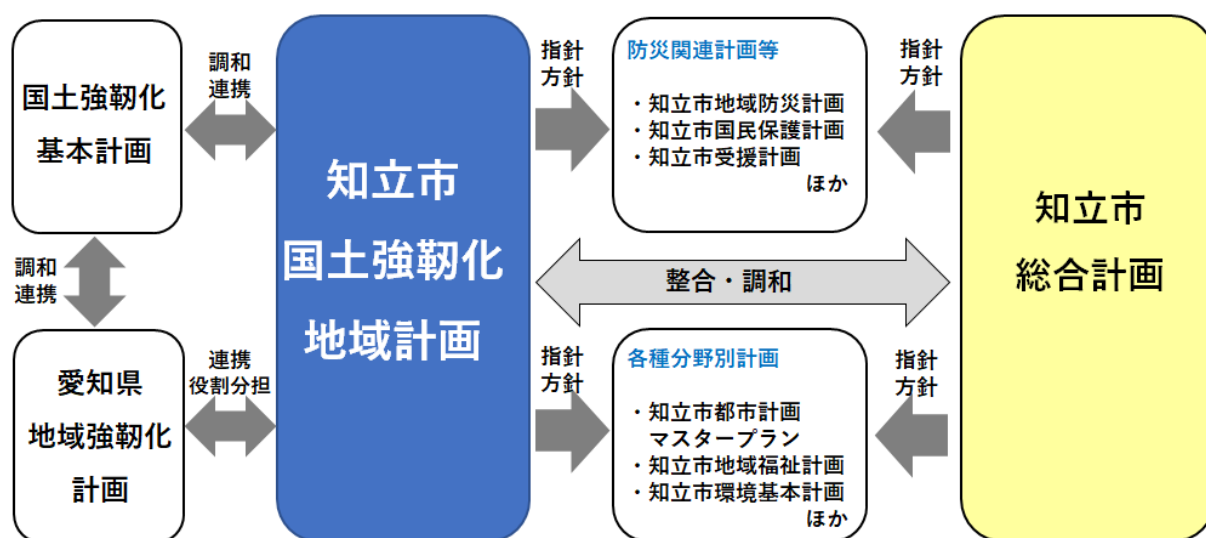
知立市を強靱化する意義は、本市の地域特性や想定される被害を考慮した上で、以下のとおりとします。

大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

1-3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化・優先順位づけを行い、基本計画と愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。また、本計画は「知立市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「知立市地域防災計画」、「知立市耐震改修促進計画」など、本市における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。



(2) 対象とする区域

計画の対象区域は本市域を基本とし、本市が主体となる取組を中心に扱うこととします。ただし、大規模自然災害等による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者等との連携や役割分担を考慮します。

特に西三河地域は、愛知県のほぼ中央部を縦断する形で位置し、9市1町で形成された地域です。中心的な産業は工業で、製造品出荷額等は西三河地域だけで全国の8.3%（年間約25兆円）を占め、日本を代表する産業集積地です。

こうした活発な産業活動を背景に160万人が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える第3次産業に携わる住民によりまちが形成されています。そのため、大規模災害が発生した場合には、住民の生命・財産を守るにとどまらず、早期の復旧・復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靱化や、国全体の強靱化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となります。

1-4 想定するリスク

本市に被害が生じる地震、豪雨・台風（洪水）、異常渇水等の大規模自然災害を基本とします。

愛知県で想定されるリスク（愛知県地域強靱化計画）

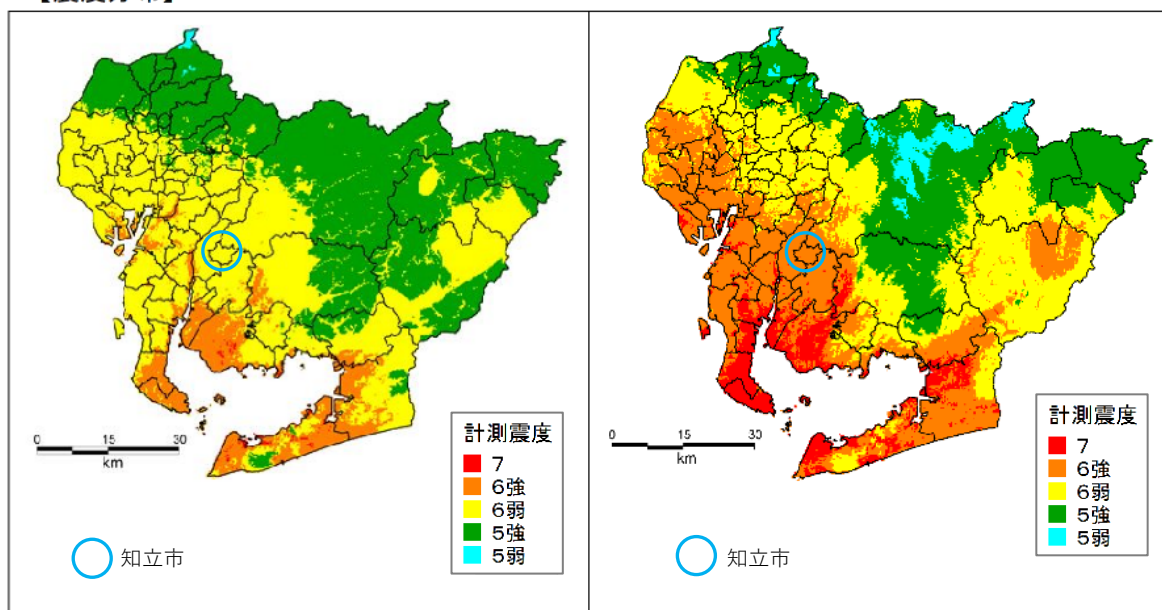
- | | | |
|--------|---------------|-------|
| ○地震・津波 | ○豪雨・台風（洪水・高潮） | ○土砂災害 |
| ○大雪 | ○火山噴火 | ○異常渇水 |

知立市で想定されるリスク

○地震

- ・南海トラフ地震で想定される知立市の震度は6弱～6強

【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」（陸側ケース）

出典：地震被害予測調査（2014年（平成26年）、愛知県）

○豪雨・台風（洪水）

- ・知立市が関係する洪水予報河川・水位周知河川
→矢作川（想定最大の大雨時）、逢妻川、猿渡川

○異常渇水

- ・矢作川による上水道、工業用水、農業用水の利用制限

第2章 知立市の地域特性等

2-1 知立市の地域特性

(1) 位置

本市は、名古屋市から 25 km 圏内、愛知県ほぼ中央部に位置し、面積は 16.31 km² でコンパクトな市域となっており、北東側は豊田市、北西側は刈谷市、南側は安城市と隣接しています。

名古屋市へは、名鉄名古屋本線で 20～30 分、自動車では名古屋高速道路経由で 40～50 分の距離にあります。また、豊田市、刈谷市、安城市とは連担した市街地が形成されており、市域面積の 1/4 近くが宅地で占められ、名古屋市などのベッドタウンになっています。

市域内の道路は国道 1 号、国道 23 号（知立バイパス）、国道 155 号、国道 419 号（衣浦豊田線）、鉄道は名鉄名古屋本線と名鉄三河線が通り、愛知県内各方面に通じる交通の要衝となっています。

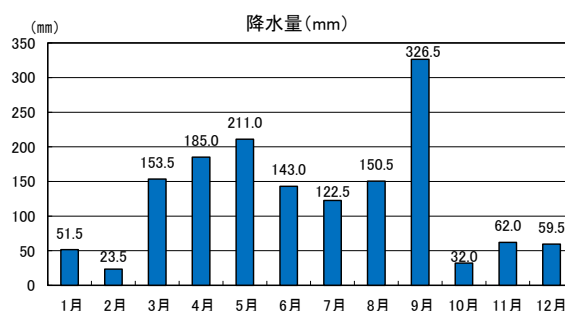
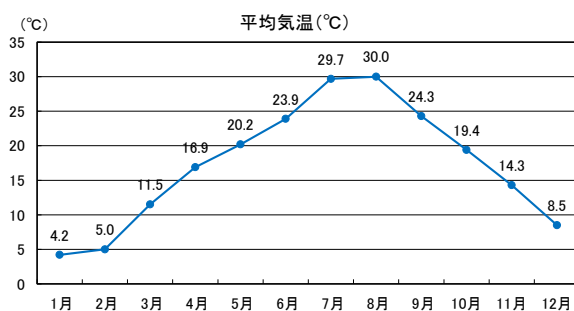


(2) 気候・降水量

本市の 2018 年(平成 30 年)の気候は太平洋側気候で平均気温は 17.3℃、平均最高気温は 8 月の 30.0℃、平均最低気温は 1 月の 4.2℃となっており、冬期の積雪はほとんどみられません。

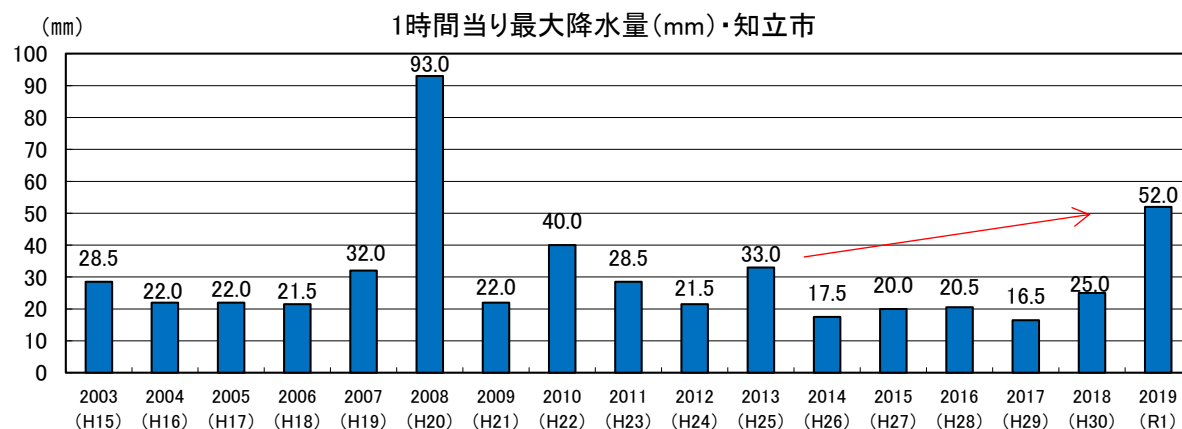
また、同年の降水量は、年間 1,520.5 mm で、最高は 9 月の 326.5 mm、最低は 2 月の 23.5 mm となっています。

■本市の平均気温、降水量



※資料：「2019 年(令和元年)版 知立の統計」

過去 17 年間（2003 年（平成 15 年）～2019 年（令和元年））の 1 時間当たり最大降水量（知立市）を見ると、近年はやや増大する傾向にあるといえます。



※資料：衣浦東部広域連合消防局（知立消防署）

（３）地形・地質

標高は 0 ～20m 程のほぼ平坦な地形で、急傾斜地などはほとんどみられません。

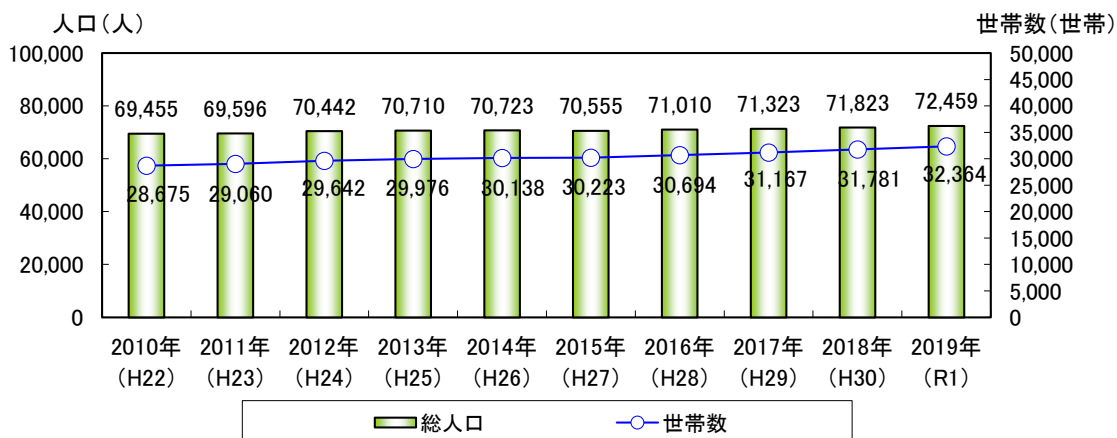
本市は、主として矢作川によって形成された「西三河平野（岡崎平野）」の大半を占める「碧海台地」の北端にあります。碧海台地は、「碧海層」と呼ばれる礫層、砂層、シルト（粘土）層により構成されており、市域のほとんどが碧海層によって覆われています。そのため、市内の地表面下 30m までの地盤構造は、矢作川の三角洲堆積物と推測される、砂層及び砂層とシルト（粘土）層の互層からなります。

(4) 人口動向

本市の人口は、2010年(平成22年)が69,455人(28,675世帯)、2019年(令和元年)が72,459人(32,364世帯)で、最近10年間で3,004人(4.3%)、3,689世帯(12.9%)の増加となっています。

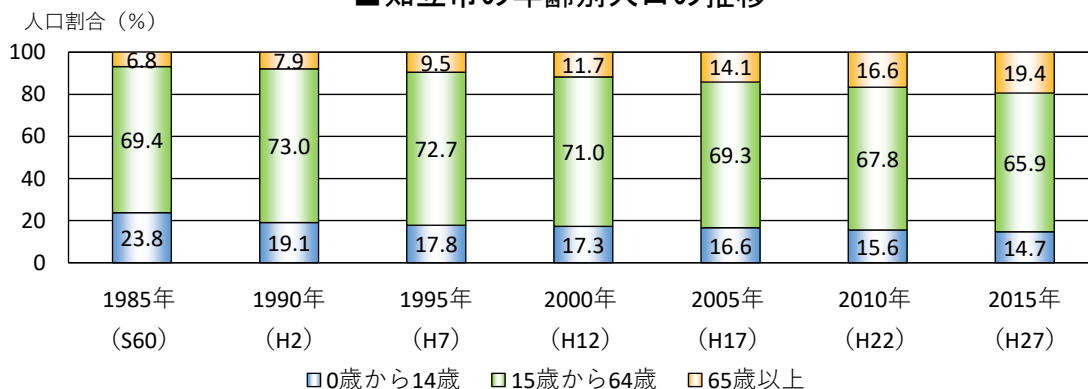
65歳以上人口は、1985年(昭和60年)の6.8%から2015年(平成27年)の19.4%に増加しています。※2015年(平成27年)の65歳以上人口：全国平均(26.7%)、愛知県平均(23.8%)

■知立市の人口・世帯数の推移



資料：「知立の統計（住民基本台帳）」

■知立市の年齢別人口の推移



資料：「知立の統計（国勢調査）」

(5) 産業特性

産業別就業者の割合（2015年(平成27年)国勢調査）は、第1次産業が0.7%、第2次産業が43.7%、第3次産業が52.1%となっています。

農業産出額は4.2億円（2017年(平成29年)、農林水産統計調査）であり、米、乳牛などを中心に農業が営まれています。

製造品出荷額等は1,409億円（2017年(平成29年)、工業統計調査）で、そのうちの約半数を輸送機械製造業が占めています。

年間商品販売額は1,622億円（2016年(平成28年)、商業統計調査）で、卸売業1,005億円（62%）、小売業が617億円（38%）となっています。

■ 知立市の産業に関する統計のまとめ

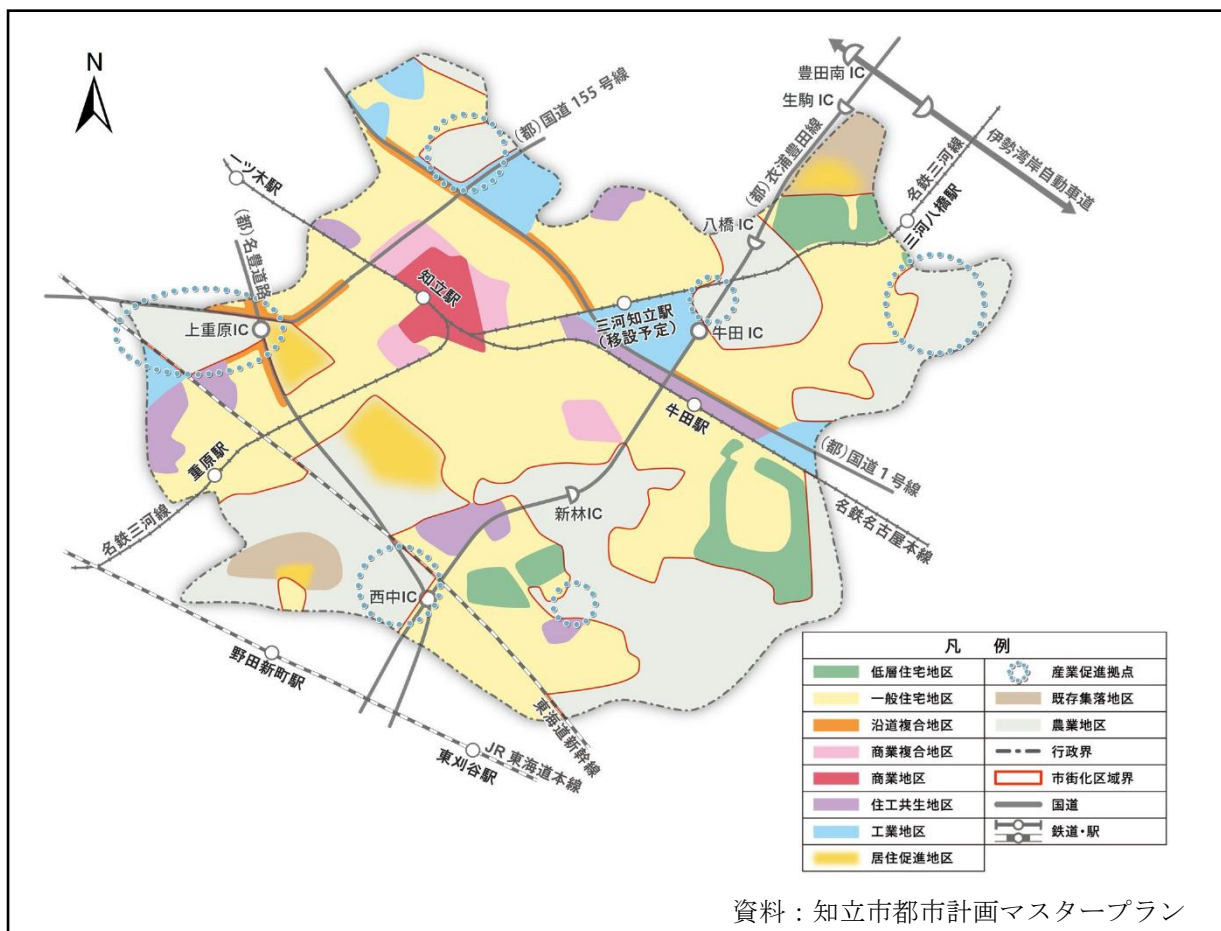
	金額	出典
農業産出額	4.2 億円	農林水産省 2017 年(平成 29 年) 市町村別農業産出額 (推計)
製造品出荷額等	1,409 億円	経済産業省 2017 年(平成 29 年) 工業統計調査
年間商品販売額	1,622 億円	経済産業省 2016 年(平成 28 年) 商業統計調査

(6) 都市の状況

① 土地利用

本市の市街化区域は 10.81 ㎢で市域全体 (16.31 ㎢) の約 66.3%を占めています。土地利用は、名鉄名古屋本線、名鉄三河線の知立駅周辺に商業系や住宅系の利用が多く、その外周部等において工業系の利用がなされています。また、市街化調整区域においては、田畑が多くを占めています。

■ 土地利用方針図



② 一般道路

一般道は2018年(平成30年)現在、総延長274,440mで、国道9,994m(3.7%)、県道9,695m(3.5%)、市道254,751m(92.8%)となっています。

■ 道路実延長 (m)

	2016年(平成28年)	2017年(平成29年)	2018年(平成30年)
国道	9,994	9,994	9,994
県道	9,965	9,695	9,695
市道	250,766	254,533	254,751
総数	270,725	274,222	274,440

資料：「2018年(平成30年)版 知立の統計」

③ 都市計画道路

都市計画道路は33路線、約46,100mが計画決定されており、うち32,295mが施行完了しています。

■ 道路整備方針図



2-2 知立市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 過去の主な災害

① 風水害

年次	災害要因	規模	主な被災内容
1975 年 (S50.8)	台風 6 号	総雨量 96.0mm 最大時間雨量 12.0mm	浸水、街路樹倒壊、法面崩壊等
1976 年 (S51.5)	台風 6 号	総雨量 128.0mm 最大時間雨量 13.0mm	浸水、法面崩壊 等
1976 年 (S51.9)	台風17号	総雨量 158.5mm 最大時間雨量 16.0mm	浸水 等
1978 年 (S53.6)	集中豪雨	総雨量 116.5mm 最大時間雨量 31.5mm	浸水、法面崩壊 等
1997 年 (H9.9)	台風19号	総雨量 223.5mm 最大時間雨量 44.0mm	浸水、法面崩壊 等
1998 年 (H10.10)	集中豪雨	総雨量 90.5mm 最大時間雨量 36.0mm	浸水 等
1999 年 (H11.6)	集中豪雨	総雨量 201.5mm 最大時間雨量 45.0mm	浸水、堤防決壊、法面崩壊 等
2000 年 (H12.9)	東海豪雨	総雨量 412.0mm 最大時間雨量 64.5mm	浸水、堤防越水 等
2001 年 (H13.8)	台風11号	総雨量 167.5mm 最大時間雨量 16.0mm	道路冠水、農業被害 等
2008年 (H20.8)	平成20年 8 月末豪雨	総雨量 256.0mm 最大時間雨量 88.0mm	浸水、道路冠水
2009年 (H21.10)	台風18号	総雨量 107.0mm 最大時間雨量 15.5mm	道路冠水、街路樹・公園樹木倒木 等

資料：知立市地域防災計画（2019 年(令和元年)）より抜粋

② 地震災害

年次	名称	市内の主な被害
1944 年(昭和 19 年)	東南海地震	住家の全壊 20 戸、半壊 10 戸
1945 年(昭和 20 年)	三河地震	死者 5 人、負傷者 13 人、住家の全壊 72 戸、 半壊 300 戸等

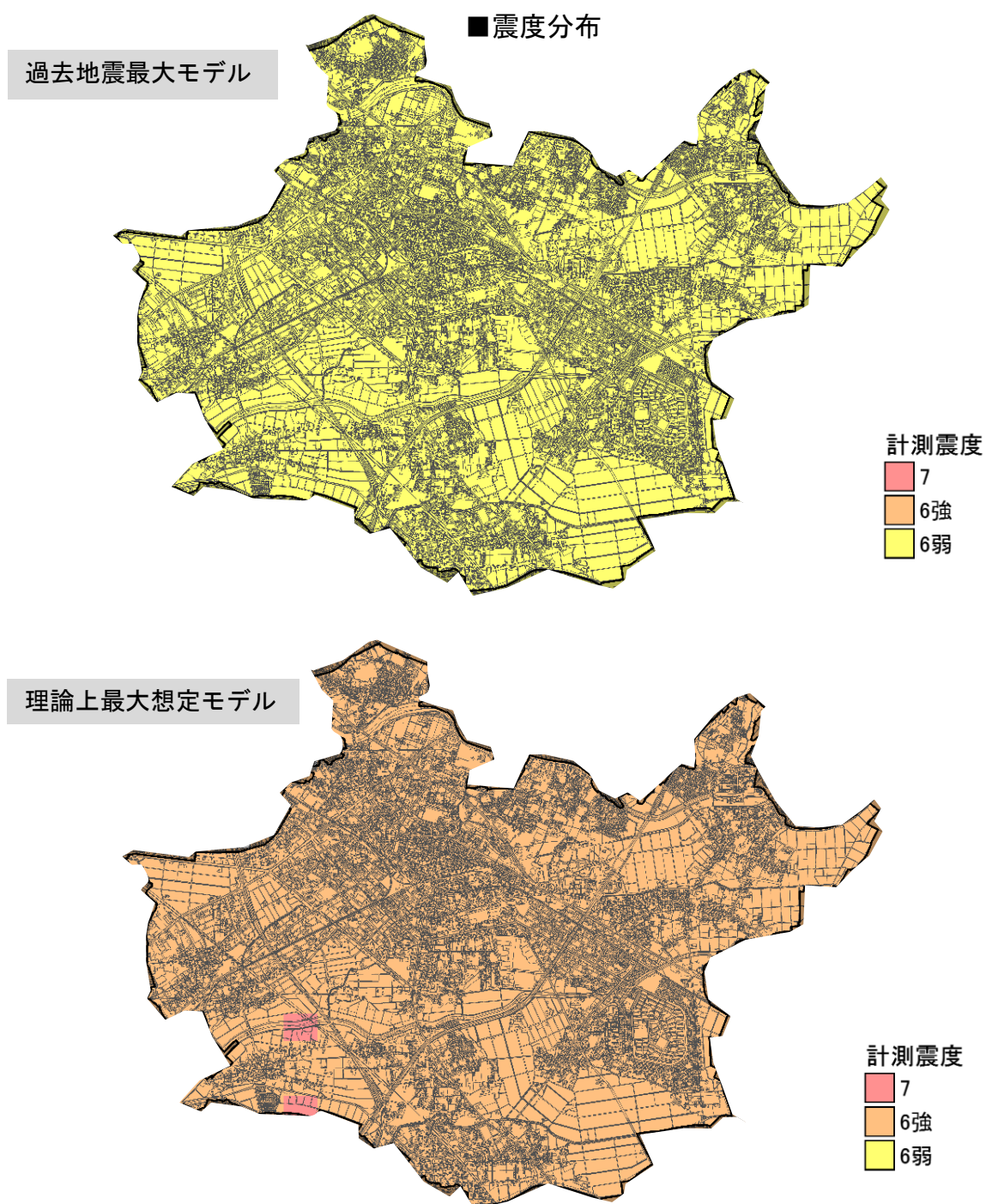
資料：知立市地域防災計画（2019 年(令和元年)）より抜粋

(2) 南海トラフ地震被害予測

愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(2014年(平成26年)5月改定)」の「過去地震最大モデル」及び「理論上最大想定モデル」の地震による被害予測は下記のとおりとなっています。

① 震度分布

市の平野の大部分において「過去地震最大モデル」では震度6弱、「理論上最大想定モデル」では震度6強が想定されています。



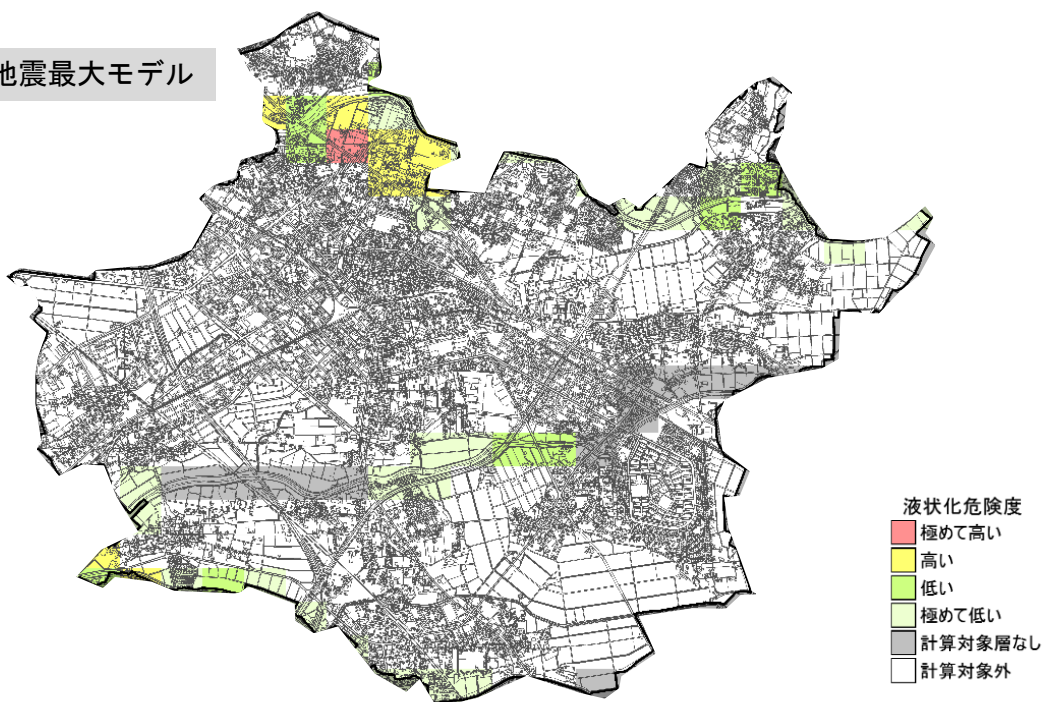
資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(2014年(平成26年)5月改定)

② 液状化危険度

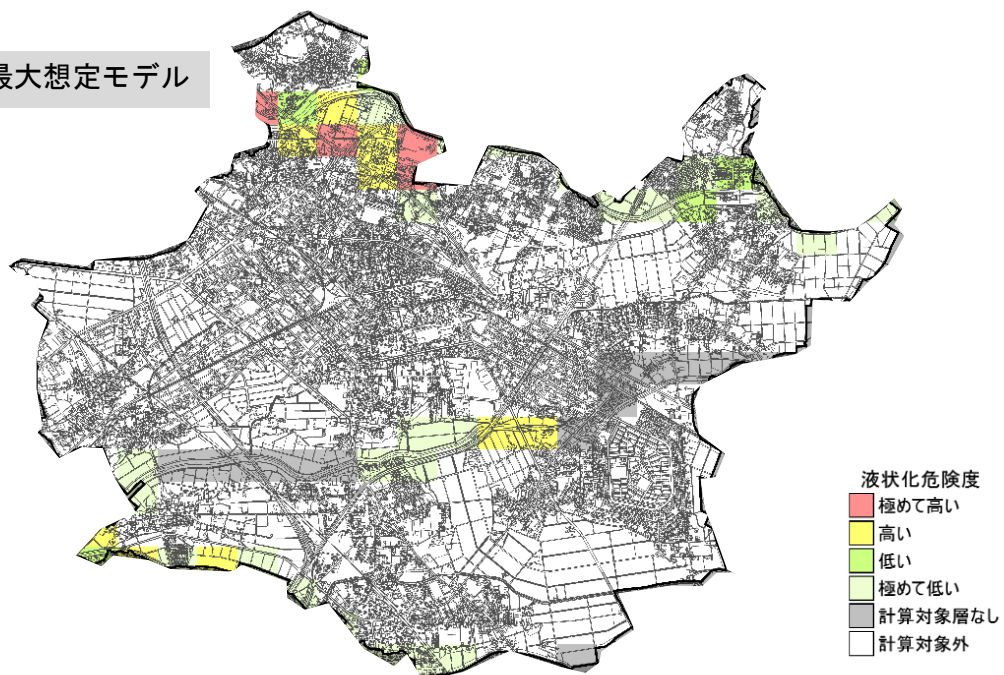
市域北部の逢妻川沿い及び市域中央部の猿渡川沿いの低地等において、液状化の危険度が高くなっています。

■液状化危険度

過去地震最大モデル



理論上最大想定モデル



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（2014年（平成26年）5月改定）

③ 建物被害（全壊・焼失棟数）

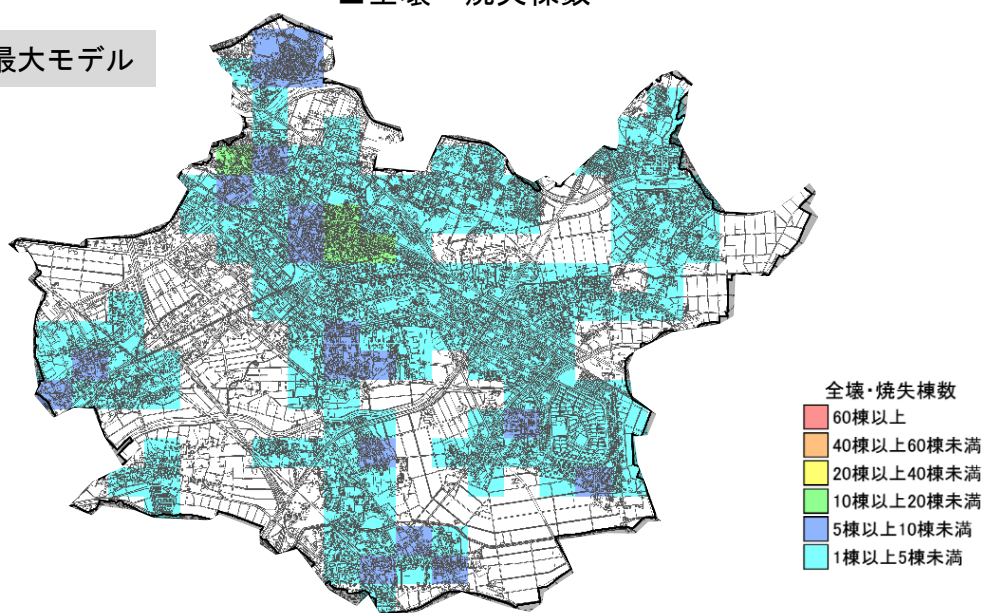
想定地震の区分	愛知県		知立市	
	過去地震 最大モデル (冬夕方)	理論上 最大想定モデル (冬夕方)	過去地震 最大モデル (冬夕方)	理論上 最大想定モデル (冬夕方)
揺れによる全壊	約 47,000 棟	約 242,000 棟	約 300 棟	約 2,800 棟
液状化による全壊	約 16,000 棟	約 16,000 棟	—	—
浸水・津波による全壊	約 8,400 棟	約 22,000 棟	—	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟	約 700 棟	—	—
地震火災による焼失	約 23,000 棟	約 101,000 棟	約 200 棟	約 1,500 棟
合 計	約 94,000 棟	約 382,000 棟	約 500 棟	約 4,300 棟

資料：愛知県、愛知県地域強靱化計画(2020年(令和2年)3月)
知立市、「防災ガイドブック」(出典：愛知県防災会議地震部会)

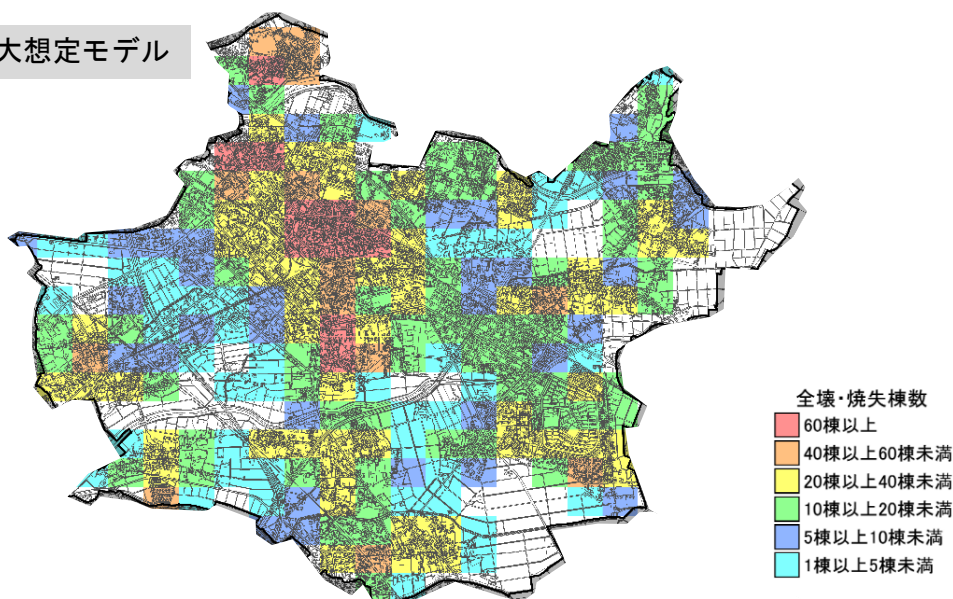
「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」(2014年(平成26年)5月30日発表)

■全壊・焼失棟数

過去地最大モデル



理論上最大想定モデル



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査 (2014年(平成26年)5月改定)

④ 人的被害（死者数）

想定地震の区分	愛知県		知立市	
	過去地震 最大モデル (冬早朝)	理論上 最大想定モデル (冬早朝)	過去地震 最大モデル (冬早朝)	理論上 最大想定モデル (冬早朝)
建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 14,000 人	約 10 人	約 100 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(約 200 人)	(約 1,000 人)	—	(約 10 人)
浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 13,000 人	—	—
(うち自力脱出困難)	約 800 人	約 5,500 人	—	—
(うち逃げ遅れ)	約 3,100 人	約 7,100 人	—	—
急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人	約 70 人	—	—
地震火災による死者	約 90 人	約 2,400 人	—	約 30 人
死者数合計	約 6,400 人	約 29,000 人	約 10 人	約 200 人

資料：愛知県、愛知県地域強靱化計画（2020 年(令和 2 年) 3 月）

知立市、防災ガイドブック（出典：愛知県防災会議地震部会）

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（2014 年(平成 26 年) 5 月 30 日発表）

⑤ ライフライン被害

項目	愛知県	知立市
	過去地震最大モデル	過去地震最大モデル
上水道	約 7,021,000 人	被災直後、市内のほぼ全域が断水
下水道	約 3,207,000 人	被災 1 日後、約 8 割が利用困難
電力	約 3,757,000 軒	被災直後、約 9 割が停電
通信【固定電話】	約 1,205,000 回線	被災直後、約 9 割が通話支障
通信【携帯電話】	約 81%	被災 1 日後、基地局の電波が停止する確率が、最大約 8 割
都市ガス	約 169,000 戸	被災直後、一部供給停止
LP ガス	約 162,000 世帯	被災直後、約 1 割が機能支障

資料：愛知県、愛知県地域強靱化計画（2020 年(令和 2 年) 3 月）

知立市、防災ガイドブック（出典：愛知県防災会議地震部会）

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（2014 年(平成 26 年) 5 月 30 日発表）

※：知立市のライフライン被害予測は、知立市が 2015 年度(平成 27 年度)に実施した地震被害予測調査において、南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせた「過去地震最大モデル」において想定される被害を示したものです。

⑥ 帰宅困難者

過去地震最大モデルにおいて、知立市内に発生する帰宅困難者数は「約 4,500～約 5,200 人」と予測されています。

(3) 洪水浸水想定

境川・逢妻川・猿渡川の流域では、概ね 1,000 年に一度程度の大雨により、市の北東部及び南西部を中心に 0.3～5.0m 程度の浸水が予測されています。

令和3年3月作成 (初版)

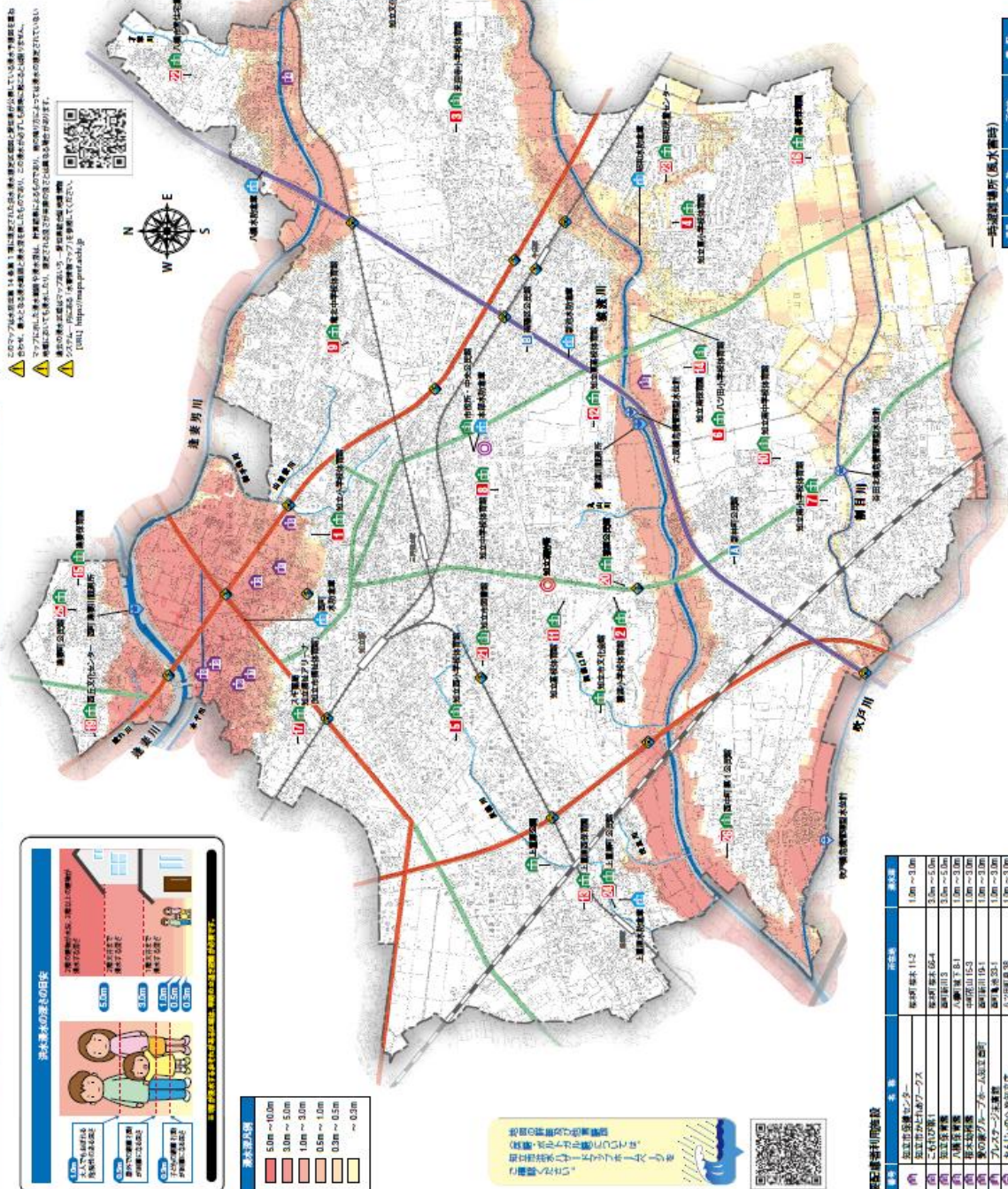
流域名	河川名	河口の位置と主要な湖沼
濃尾川流域	濃尾川、桑名川	24 湖沼の流域面積 765mm
信濃川流域	信濃川、佐久川、新川	24 湖沼の流域面積 822mm
矢作川流域	矢作川	43 湖沼の流域面積 683mm

このマップは概ね1000年に一変程度の最大規模の浸水によって二河川間の可川が増水し、水がふれたりの堤防が壊れたとしたときに起こりうる最も危険な浸水状況（河川敷間と河床型）を示したものです。

このマップは、図13-4の「第1期に導入された日本資本の海外投資の国別比率」を示している。日本資本の海外投資は、第1期に導入された日本資本の海外投資の国別比率を示している。日本資本の海外投資は、第1期に導入された日本資本の海外投資の国別比率を示している。



QRコード
QRコードは、本記事のマップを参照してください。
[URL] <https://maps.pref.aichi.jp>



種別	名称	所在地	電話番号
小	知立小中学校体育館	中野区山70	81-1371
小	狹間小中学校体育館	上野区小幡115	81-1372
小	赤羽小中学校体育館	赤羽区小幡5-1	81-1373
小	知立南小中学校体育館	昭和7丁目1	81-3684
小	八王子小中学校体育館	八王子2丁目132	82-0575
小	八王子田小中学校体育館	八王子田1丁目45	82-8807
小	知立南小中学校体育館	新井村新井55-1	83-0816
小	知立北小中学校体育館	昭和2丁目4	81-1370
小	東北北中学校体育館	山形県新井222	82-8131
小	知立南小中学校体育館	昭和2丁目20-1	82-5155
小	知立北中学校体育館	坂本1丁目18-8	81-0319
小	上野高小中学校体育館	長瀬2丁目14-6	82-0568
小	上野高小中学校体育館	上野高小町360-4	82-9246
小	知立南小中学校体育館	八王子町神保55	81-4056
小	知立南小中学校体育館	牛久保町9	82-2733
小	知立南小中学校体育館	新井町18	82-4417
小	知立南小中学校体育館	西町南町10-5	82-5151
小	知立文化広場	八王子市丹波28-1	83-2673
小	知立文化センター	八王子市丹波32-1	83-1200
小	警察公民館	上野高小町119-6	83-0676
小	知立市図書館	南橋本2丁目34-3	83-1131
小	八王子市市民会館	八王子市山田8-841	81-1380
小	上野町児童センター	昭和7丁目1	82-2552
小	上野町児童センター	上野町公園38	82-2550
小	上野町児童センター	赤羽町11-3	82-1960
小	上野町児童センター	赤羽町主幹72	83-2667

道雄所の奨励状況は、知立市役所（0586-83-1111）もしくは

「知立市ホームページ」などをご覧ください。

番号	名称	所在地	電話
A	新井公団	新井町 平屋 54.2	82-6932
B	新井公団	新井町 平屋 100	82-6937

資料：知立市洪水ハザードマップ^①

第3章 知立市国土強靱化の基本的な考え方

3-1 知立市国土強靱化の基本目標

国の基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">I 市民の生命を最大限守るII 地域及び社会の重要な機能を維持するIII 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化するIV 迅速な復旧・復興を可能とする |
|---|

3-2 知立市国土強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 本市の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進➤ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進➤ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進➤ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫➤ 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備➤ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、マイノリティ等への配慮 |
|---|

第4章 知立市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

4-1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

愛知県地域強靱化計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

ア 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞
	5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
	7-4 農地等の被害による荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-4 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	8-6 重要な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

資料：愛知県地域強靱化計画（2020年(令和2年)3月）のリスクシナリオから本市に該当するリスクを抽出

（２）施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり 11 の「個別施策分野」及び５の「横断的分野」を設定しました。

個 別 施 策 分 野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等
② 住宅・都市
③ 保健医療・福祉
④ エネルギー
⑤ 情報通信
⑥ 産業・経済
⑦ 交通・物流
⑧ 農林・水産
⑨ 地域保全
⑩ 環境
⑪ 土地利用

横 断 的 分 野
① リスクコミュニケーション
② 人材育成
③ 老朽化対策
④ 研究開発
⑤ 産学官民・広域連携

（３）脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、個別施策分野ごとの評価結果は、資料１（P48～）及び資料２（P61～）のとおりです。

4-2 推進すべき施策の方針

脆弱性評価結果を踏まえ、本市における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「リスクシナリオごとの施策の方針」と「施策分野ごとの方針」に分けてまとめました。

各分野における施策の推進に当たっては、下記にまとめた「リスクシナリオごとの施策の方針」の着実な推進を図ることとし、重要業績指標（市事業）により施策の達成度・進捗の把握を行います。

（１）リスクシナリオごとの施策の方針

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【市・地域・民間】
- 市営住宅入居者及び近隣の第三者の安全を確保するため、市営住宅の内外壁落下防止等のための非構造部材の耐震化を推進する。【市】

（家具・機械設備等の転倒防止対策の促進）

- 広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。【市・民間】

（地域防災力・企業防災力の向上）

- 地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる。【市・地域・民間】

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化）

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【県・市・民間】
- 「特定既存耐震不適格建築物（1号）」（百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。【県・市・民間】

（重要業績指標）

- ◆住宅の耐震化率：現状値 82%（R1） → 目標値 95%（R2）
- ◆住宅の無料耐震診断：28 戸（R1）
- ◆木造住宅耐震改修補助：5 戸（R1）

- ◆戸建住宅除却補助：4戸（R1）
- ◆ブロック塀等撤去補助：8戸（R1）
- ◆家具の固定率：現状値 56%（H30） → 目標値 100%（R4）
- ◆自主防災会の防災訓練を年1回以上実施
- ◆市総合防災訓練の参加者数：現状値 3,429 人（R1） → 目標値 3,500 人（毎年度）

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の建替を促進する。【市】【再掲】
- 高齢者施設等の耐震化を推進するとともに、安全上対策が必要なブロック塀等の改修、及びスプリンクラー設備等の整備を推進する。【市】

（災害対応能力の向上）

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る。
【県・市・衣浦東部広域連合・民間】

（消防団等の充実強化の促進等）

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。【市】

（危険な空家の除却等への支援）

- 空家等対策計画に基づいて、危険な空家の除却を促進する。【市・地域・民間】

（重要業績指標）

- ◆消防団員の充足率：現状値 98%（R1） → 目標値 100%（R7）

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（河川の改修の促進）

- 洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する。【県・市】

（ハザードマップの作成・周知啓発）

- 最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、市民への周知啓発を行う。【市】

（安全な地域づくり）

- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、立地適正化計画に基づき、持続可能な集約型まちづくりを推進する。【市】

（水防訓練等の推進）

- 命を守る行動の取り方等について、自主防災組織や関係団体と水防訓練等を推進する。
【県・市・地域】

(重要業績指標)

◆洪水ハザードマップの更新 (R2 実施)

◆居住誘導区域内人口密度：66.4 人/ha (H27) → 67.4 人/ha (R9) → 67.8 人/ha (R19)

◆水防訓練を年 1 回実施

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2—1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資輸送ルートの確保)

○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）の地震対策、医療救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守り緊急輸送道路等のネットワークの構築を進める。

【国・県・市】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて管路の耐震化を推進する。また、避難所となる施設で、仮設水槽の配備等水の確保に向けた取組を進める。

【市】

(応急給水体制の確立)

○災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、具体的活動方法などを確立する。【市】

(備蓄の推進)

○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。 【市・地域・民間】

○避難所への避難者及び車中泊等の避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。【市】

(物資輸送体制の強化)

○地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、事業者と連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う。【市・民間】

(物資調達・受援体制の構築)

○物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。

【県・市・民間】

(大規模災害時の広域連携の推進)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。【国・県・市・民間】

(重要業績指標)

◆配水管路の耐震化率：現状値 19.4% (R1) → 目標値 25.7% (R5)

◆基幹管路の耐震化率：現状値 25.1% (R1) → 目標値 28.2% (R5)

◆家庭の備蓄率：現状値 71% (H30) → 目標値 100% (R4)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材の強化)

○自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。【国・県・市・衣浦東部広域連合】

○消防署について、保全計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、機能強化を引き続き進める。また、機能の不足等がある施設は、計画的に移転・建替を実施する。【市・衣浦東部広域連合】

○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める。【市・衣浦東部広域連合】

(消防団の災害対応力の強化)

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。【市】

(重要業績指標)

◆消防団員の充足率：現状値 98% (R1) → 目標値 100% (R7)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進)

○知立駅周辺等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、宿泊施設等との協定締結や帰宅困難者マップの周知・啓発により、円滑な受入・誘導体制を構築する。【市・民間】

(代替輸送手段の確保等)

○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する。【県・市・民間】

(重要業績指標)

◆宿泊施設等協定数：現状値 7 件 (R1) → 目標値 10 件 (R7)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（後方支援病院等の防災・減災機能の強化）

○後方支援病院や医療救護所については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。さらに、浸水想定区域内にある病院等が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。【県・市・民間】

（医師会等関係機関との連携強化）

○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。【市・民間】

（要配慮者の一時的受入体制の整備）

○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の連携を推進する。【市・民間】

（災害時保健活動の確保）

○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する。【県・市】

（重要業績指標）

- ◆医療救護所での訓練を年1回実施
- ◆災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：3団体を維持
- ◆福祉避難所締結数：11箇所を維持
- ◆災害時保健活動マニュアル（H28）策定見直し

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症への対応強化）

○災害時には感染症のまん延防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策の研修等に参加し職員を育成する。【市】

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を周知する。【市】
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。【市】

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。【県・市・民間】

(重要業績指標)

- ◆感染症に関する研修参加を年1回実施
- ◆マスク及び消毒薬の備蓄数：マスク 90,000 枚、消毒薬 500 ㍓を維持
- ◆避難所のマスク及び消毒薬の備蓄数：現状値マスク 3,600 枚、消毒薬 0 ㍓ (R1) →目標値マスク 36,000 枚、消毒薬 900 ㍓ (R2)
- ◆備蓄医薬品の点検を年2回実施

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

○避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。【市】

(避難所運営体制の整備)

○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所開設職員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアル等の作成を促進する。また、自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。【市・地域】

(要配慮者等への支援体制の整備)

○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。【市・地域】

(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)

○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所開設職員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める。【市】

(被災者の健康管理)

○感染症の流行や静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害のトラウマや人間関係の崩壊等が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携してケア・健康管理を行う体制を構築していく。【県・市・民間】

(重要業績指標)

- ◆避難所開設職員研修を年1回実施

- ◆要支援者名簿の更新を年1回実施
- ◆避難行動要支援者数：3,573名（R2）
- ◆避難所資機材点検を年2回実施
- ◆地区活動、健康教育での周知啓発を年1回以上実施

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（地域における安全活動の強化）

- 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における防犯活動を強化する。【県・市・地域】

（警察署等の耐震化及び装備資機材の充実強化）

- 警察署や交番等は、耐震化の促進とともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る。【県】

（重要業績指標）

- ◆自主防犯団体数：現状値 37 団体（R1）→ 目標値 40 団体（R4）

3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下

（市役所の業務継続力の強化）

- 業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【市】
- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐震性の強化やバックアップ施設について検討を行う。【市】

（防災拠点等の災害対応力の強化）

- 防災拠点として位置づけのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震等に対して、必要な防災対策を着実に推進する。【県・市】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。【県・市】

（大規模災害時における広域連携の推進）

- 西三河防災減災連携研究会や災害時相互応援協定市等の市町間の連携に係る取組を推進する。【市】
- 受援体制の整備や避難指示等に関する助言など、国・県・防災関係機関との連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。【国・県・市】

(市議会の業務継続力の強化)

○市議会業務継続計画（議会 BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【市議会】

(重要業績指標)

- ◆業務継続計画を活用した防災訓練を年 1 回実施
- ◆大規模改修実施小中学校数：2 校（R1）
- ◆トイレ改修実施小中学校数：現状値 4 校（R1） → 目標値 10 校（R4）
- ◆屋内運動場大規模改修実施小中学校数：0 校（R1）
- ◆防火・建築設備定期検査：1 回（R1）
- ◆西三河防災減災連携研究会の活動実施

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、耐災害性の強化、高度化を図る。【県・市】
- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するために、防災行政無線設備を計画的に更新する。【市】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（L アラート）の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。【国・県・市・民間】

(情報通信インフラの整備)

- 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、普及・啓発を図る。【県・市・民間】

(重要業績指標)

- ◆防災ラジオの販売台数：現状値 2,152 台（R1） → 目標値 2,300 台（R4）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（効果的な教育・啓発の実施）

- 主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ等の作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【県・市】

（避難の円滑化・迅速化）

- 避難に関するタイムライン等に基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる。【市】

（情報提供体制の確立）

- 避難指示等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を図る。【市】

（重要業績指標）

- ◆洪水ハザードマップの更新：R2 実施予定

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（事業所等における防災対策の促進）

- 平常時から事業所等での防災対策や BCP の策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会や金融機関等と連携して更なる PR を行い、BCP 策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。【市・民間】

（民間企業における事業継続に資する取組の促進）

- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。【市・民間】

（道路ネットワークの整備、道路等の災害対策の推進）

- 道路の防災、地震対策や無電柱化を着実に推進する。【国・県・市】

（重要業績指標）

- ◆無電柱化整備延長：現状値 0 km（R1）→ 目標値 0.6 km（R8）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルートの確保)

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。【国・県・市・民間】

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路の災害対応力の強化)

○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。【市】

(道路の防災対策の推進)

○発災時においても道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。【国・県・市・民間】

(重要業績指標)

- ◆知立環状線整備事業：現状、用地取得・工事施工中 → 目標（R5完了）
- ◆知立南北線整備事業：現状、予備設計中 → 目標（R8完了）
- ◆緊急輸送道路の舗装点検：現状値 100%（R1） → 目標値 100%（R7）
- ◆舗装要修繕判定箇所の修繕率：現状値 5%（R1） → 目標値 55%（R7）
- ◆市道八橋町 109 号線整備事業 現状、工事施工中 → 目標（R3完了）
- ◆市道八橋町 110 号線整備事業 現状、用地取得・工事施工中 → 目標（R4完了）

5-4 食料等の安定供給の停滞

(物流インフラの災害対応力の強化)

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、物流のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。【市】

(重要業績指標)

- ◆1. 2 級市道に関する橋梁耐震化：実施済み
- ◆知立環状線整備事業：現状、用地取得・工事施工中 → 目標（R5完了）
- ◆知立南北線整備事業：現状、予備設計中 → 目標（R8完了）
- ◆市道八橋町 109 号線整備事業：現状、工事施工中 → 目標（R3完了）
- ◆市道八橋町 110 号線整備事業：現状、用地取得・工事施工中 → 目標（R4完了）

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水の安定供給)

- 大規模災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。【県・市】
- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。【県・市・民間】

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力・ガス等供給の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促進する。【民間】
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する。【民間】
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を連携強化する。【民間】

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【県・市・民間】
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【市・地域・民間】

(エネルギー供給源の多様化)

- エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・市・地域・民間】

(重要業績指標)

- ◆太陽光発電実績件数：2,187 件 (H30) 受給電力量：13,240,000 kWh (H30)
- ◆公共施設の屋根貸しによる発電事業施設数：現状値 10 施設 (R1) →目標値 11 施設 (R3)
- ◆公共施設の自家使用太陽光発電施設数：5 施設 (R1) ※うち 1 施設蓄電池装備

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(広域的な応援体制の確立)

○大規模災害時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する。【市】

(災害時における供給体制の確立)

○南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する。【市】

(応急給水及び上水道復旧体制等の強化)

○他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制及び被災状況を確認し災害復旧応急復旧工事等の協力に関する協定締結業者に応急復旧工事を要請し施工を指示するまでの体制の整備を行う。【市】

(重要業績指標)

- ◆配水管路の耐震化率：現状値 19.4% (R1) → 目標値 25.7% (R5)
- ◆基幹管路の耐震化率：現状値 25.1% (R1) → 目標値 28.2% (R5)
- ◆災害復旧応急復旧工事等の協力に関する協定締結業者数：8社

6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

○下水道の幹線管きょ施設等の耐震化および非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めるため、下水道 BCP の充実を促進する。また、雨水浸水対策及び合併処理浄化槽の普及を促進する。【市】

(重要業績指標)

- ◆マンホールトイレ設置状況：現状値 43/58 基 (R1) → 目標値 46/58 基 (R7)
- ◆重要な幹線の耐震化状況：787m/787m
- ◆落合ポンプ場の耐震化 (2003 年度に耐震診断済だが、再度、耐震診断を行う。) → 落合ポンプ場の耐震診断 (R7)
- ◆六反排水区の浸水対策事業の推進 → 六反排水区の浸水対策事業の推進 (愛知県の猿渡川改修事業の進捗による)
- ◆合併処理浄化槽設置数：3,999 基 (R1)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(災害時における輸送ルートの機能確保)

○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。【再掲】
【市】

○災害発生時における名古屋鉄道の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。

【民間】

○脆弱性を確認するため、主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める。【国・県・市】

○高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。【県・市・民間】

（道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化）

○大規模地震発生後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCP の策定など必要な体制整備を推進する。【国・県・市・民間】

○大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。

【国・県・市】

（緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化）

○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。【市・地域・民間】

（重要業績指標）

- ◆知立環状線整備事業：現状、用地取得・工事施工中 → 目標（R5完了）
- ◆知立南北線整備事業：現状、予備設計中 → 目標（R8完了）
- ◆市道八橋町 109 号線整備事業：現状、工事施工中 → 目標（R3完了）
- ◆市道八橋町 110 号線整備事業：現状、用地取得・工事施工中 → 目標（R4完了）
- ◆知立駅周辺土地地区画整理事業の進捗率：現状値 77%（R1） → 目標値 100%（R8）
- ◆緊急輸送道路の舗装点検：現状値 100%（R1） → 目標値 100%（R7）
- ◆舗装要修繕判定箇所の修繕率：現状値 5%（R1） → 目標値 55%（R7）
- ◆個別施設計画に基づく橋梁等定期点検及び橋梁長寿命化修繕：対象橋梁 84 橋（5 年に一度実施）
- ◆地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物：389 棟（H25）
- ◆地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物耐震診断：目標値 95%（R2）
- ◆地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物耐震改修：目標値 90%（R2）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの耐震化対策等の推進)

○大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化対策等を進める。【県・市】

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める。【市・民間】

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防・救急活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。【県・市・衣浦東部広域連合・地域】

(火災に強いまちづくりの推進)

- 建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。【再掲】【市】
- 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備や幹線道路整備を推進する。【市】
- 震災時に有効な消防水利となる耐震性貯水槽を計画的に整備する。【市・衣浦東部広域連合】
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。【市・衣浦東部広域連合】

(消防団の災害対応力の強化)

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。【再掲】【市】

(重要業績指標)

- ◆知立環状線整備事業：現状、用地取得・工事施工中 →目標 (R5完了)
- ◆知立南北線整備事業：現状、予備設計中 →目標 (R8完了)
- ◆知立駅周辺土地区画整理事業の進捗率：現状値 77% (R1) →目標値 100% (R8)
- ◆駅前公園整備事業：現状、予備設計準備 →目標 (R8完了)
- ◆堀切公園整備事業：現状、予備設計準備 →目標 (R8完了)
- ◆消防団員の充足率：現状値 98% (R1) →目標値 100% (R7)

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

○沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【市・地域】

(道路の閉塞への対策)

○道路に交差・隣接する土木構造物の倒壊が起きないように、点検、修繕を行う。また、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあるので、占用者に対して耐震化を要請する。【国・県・市・民間】

(危険な空家の除却等への支援)

○空家等対策計画に基づいて、危険な空家の除却を促進する。【市・地域・民間】

(重要業績指標)

- ・耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物）：0件（R1）
- ・市内の空家率：1.32%（R1）
- ・市内の空家件数：212件（R1）
- ・市内の特定空家等認定件数：1件（R1）
- ・危険空家解体促進費補助件数：1件（R1）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

(石綿飛散防止対策の推進)

○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。【市・地域・民間】

○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。
【市】

(PCB 廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減)

○建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、災害時に活用される市の施設にもPCB含有電気機器等が使用または保管されている現状があり、早急に処分を完了させる。【国・県・市】

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

○特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に使用する建築物）の耐震化を促進する。【民間】

(重要業績指標)

◆アスベスト対策費（調査費）補助件数：0件（R1） ※現在、補助は調査費のみ

7-4 農地等の被害による荒廃

（農業水利施設等の保全管理と体制整備）

○農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。【県・地域・民間】

（適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進）

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。【市】

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の実施）

○平成 29 年度に策定した知立市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めている。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する。【市】

（廃棄物処理施設の災害対応力の強化）

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティーを確保できる設備を構築する。【県・市】

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）

○PCB や石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。【市】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○地震等の災害時の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【市】

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

○大規模災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。【県・市】

（災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築）

○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。【市・民間】

○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーターの質の向上に努める。【市・民間】

○災害時の情報格差を解消するため、障がい者や外国人などの要配慮者とのコミュニケーションや、要配慮者への情報伝達が不可欠であり、円滑にコミュニケーションや情報伝達等を行えるよう、情報伝達手段等の見直しや訓練等を繰り返し行う。【市・民間】

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

○遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、遺体安置所の選定確保や検視・身元確認用資機材の充実を図る。【市・民間】

（重要業績指標）

- ◆震災復興都市計画に関する研修に年1回参加
- ◆災害ボランティア団体数：3団体（R1）
- ◆碧海5市災害ボランティアコーディネーター養成講座を年1回開催
- ◆防災士の数：現状値51名（R1）→目標値100名（R7）

8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（被災者向け住宅の確保）

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。また、応急仮設住宅用地等について、あらかじめ確保するよう努める。【市】

（罹災証明書の迅速な発行）

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者等全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む。【市】

（事前復興・復興体制の強化）

○大規模災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。【再掲】【県・市】

（重要業績指標）

- ◆応急仮設住宅の必要戸数：239戸
- ◆応急仮設住宅の建設可能戸数：4か所で計256戸
- ◆被災建築物応急危険度判定士登録者数：現状値177人（R1）→目標値、現状維持
- ◆市内被災宅地危険度判定士数：現状値26人（R1）→目標値、現状維持
- ◆震災復興都市計画に関する研修を年1回参加

8-4 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時より応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っていく。【市】

8-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】

8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備を推進する。【市】

(コミュニティの活力の確保)

- コミュニティの崩壊は、有形無形の文化財の維持に影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から推進する。【市・地域】

(資料館等の展示・収蔵物の被害の最小化等の推進)

- 資料館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、市内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進めるとともに、文化財の被害に備えた修復への対応を図る。【市・地域】

(2) 施策分野ごとの方針

ア 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

■行政機能

(市役所の業務継続力の強化)

- 業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【3-2】
- 避難所への避難者及び車中泊等の避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。【2-1】

(市議会の業務継続力の強化)

- 市議会業務継続計画（議会 BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【3-2】

(防災拠点施設の機能強化)

- 防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める。【3-2】
- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐震性の強化やバックアップ施設について検討を行う。【3-2】
- 大規模災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避するため、体制・施設の強化を推進する。【8-2】

(災害対応力の強化)

- 行政職員の不足に対応するため、相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について、知立市受援計画を策定し、適宜見直しを行う。【3-2】
- 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する。【3-2】

(早急な生活再建に向けた体制整備)

- 被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないように、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む。【8-3】
- 応急仮設住宅を迅速に建設するための建設候補地の選定、民間借上住宅の提供に係る体制を整備する。【8-3】

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。【8-2】

■警察・消防等

（警察・消防施設の強化）

○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、災害対策の整備を推進する。【2-2】【3-1】

（災害対応装備資機材等の充実）

○災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る。【2-2】

（消防団の災害対応力の強化等）

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進・処遇の改善や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。【2-2】【7-1】

（治安維持のための体制確保）

○災害時の治安悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。【3-1】

■防災教育等

（効果的な教育・啓発等の実施）

○ハザードマップの作成、防災ガイドブックやハザードマップの周知など、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【1-3】【4-3】

○行政と自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う。また、避難所開設に備え、避難所開設職員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について防災訓練等を通じて、共有を進める。【2-6】

②住宅・都市

（耐震化の促進）

○既存建築物の耐震化促進を図るため、「知立市耐震改修促進計画」に基づき住宅耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する。【1-1】

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【1-1】

○「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)について、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。【1-1】

○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く、耐震化促進のために、所有者に対して指導・助

言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。【6-4】【7-2】

○特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する。【1-1】【7-3】

○市営住宅入居者及び近隣の第三者の安全を確保するため、市営住宅の内外壁落下防止等のための非構造部材の耐震化を推進する。【1-1】

（火災に強いまちづくりの推進）

○土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備やオープンスペースの確保を推進すると共に、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の建替を促進する。【1-2】【7-1】

○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物（老朽建築物）が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、空家対策を推進する。【1-2】【7-1】

○空家等対策計画に基づき、危険な空家等の除却を進める。【7-2】

○地震発生後による通電火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。【7-1】

（道路の防災対策の推進）

○発災時においても道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。【5-3】【6-4】

（施設の災害対応機能の強化）

○家庭や事業所、公共施設等において自立・分散型エネルギーを導入し、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。【6-1】

（水道施設の老朽化対策等の推進）

○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて管路の耐震化を推進する。【2-1】

（下水道施設の耐震化等の推進）

○地震対策として下水道施設の耐震化及びマンホールトイレの設置を推進する。【6-3】

（帰宅困難者対策の推進）

○知立駅周辺等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、宿泊施設等との協定締結や帰宅困難者マップの周知・啓発により、円滑な受入・誘導體制を構築する。【2-3】

（避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進）

○避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。【2-6】

（家具・機械設備等の転倒防止対策の促進）

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。【1-1】

（事前復興・復興体制の強化）

○大規模災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。【8-2】

（石綿飛散防止対策の推進）

○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。【7-3】

○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。【7-3】

（被災者向け住宅の確保）

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。また、応急仮設住宅用地等について、あらかじめ確保するよう努める。【8-3】

（文化財の耐震化等の推進）

○文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備を推進する。【8-6】

（コミュニティの活力の確保）

○コミュニティの崩壊は、有形無形の文化財の維持に影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から推進する。【8-6】

③保健医療・福祉

（後方支援病院等の防災・減災機能の強化）

○後方支援病院や医療救護所については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。さらに、浸水想定区域内にある病院等が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。【2-4】

（医療救護所の機能充実等）

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、医療救護所等の機能充実を推進する。【2-4】

（医師会等関係機関との連携強化）

○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。【2-4】

（要配慮者等への支援体制の整備）

○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。【2-6】

(感染症等への対応強化)

- 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。【2-5】
- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を周知する。【2-5】

(災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する。【2-4】
- 感染症の流行やエコノミッククラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害のトラウマや人間関係の崩壊等が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携してケア・健康管理を行う体制を構築していく。【2-6】

④エネルギー

(エネルギーの確保対策の促進)

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【6-1】

(エネルギー供給源の多様化)

- エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【6-1】

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【6-1】

⑤情報通信

(情報収集手段の多様化と一元的集約)

- ICT を用いて、気象や各種災害情報及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される情報等を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あわせて検討する。【4-2】

(多様な情報提供手段の確保)

○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、普及・啓発を図る。【4-2】

(市民への確実な情報の伝達等)

○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、市民への情報伝達手段の多様化を推進する。【4-2】

(情報提供体制の確立)

○避難指示等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を図る。【4-3】

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、耐災害性の強化、高度化を図る。【4-1】

⑥産業・経済

(事業所等の業務継続力の強化)

○平常時から事業所等での防災対策や BCP の策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会や金融機関等と連携して更なる PR を行い、BCP 策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。【5-1】

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。【5-1】

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。【7-3】

⑦交通・物流

(緊急物資等供給ルートの確保)

○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、医療救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する。【2-1】【5-2】【5-4】

○災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。【5-3】【5-4】【6-4】

○輸送ルート確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【5-4】【6-4】

○大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【5-4】【6-4】

（地域交通ネットワークの機能停止対策の検討等）

○大規模災害時において地域交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する。また、発災後の道路啓開など、地域交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する。【6-4】

（公共交通機関の安全確保・利便性の向上）

○災害発生時における名古屋鉄道の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。【6-4】

○高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。【6-4】

⑧農林・水産

（災害時における食料確保対策の強化）

○家庭や企業内での備蓄の促進等により、備蓄対策を強化する。【2-1】

（農業水利施設等の保全管理と体制整備）

○農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。【7-4】

⑨地域保全

（総合的な地域保全対策の推進）

○南海トラフ地震を始めとする大規模災害に対して備えるため、河川改修、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、想定し得る最大規模の洪水、内水を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達等を効率的・効果的に組み合わせた総合的な取組を推進する。【1-3】【6-3】【6-5】

（既存施設の管理・活用の推進）

○下水道施設等をストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。【6-3】

(災害対応策の高度化等)

- 適切・迅速な災害関連情報の収集・提供と災害発生時の機動的・効率的な活動の確保のため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の高度化など災害関連情報の共有のための取組を推進する。【4-1】【4-2】【4-3】

⑩環境

(災害廃棄物処理計画の推進)

- 知立市災害廃棄物処理計画に基づいて、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する。【8-1】

(有害物質の漏えい対策等の推進)

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を推進する。【7-3】【8-1】
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化)

- 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティーを確保できる設備を構築する。【8-1】

⑪土地利用

(安全な地域づくり)

- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、立地適正化計画に基づき、持続可能な集約型まちづくりを推進する。【1-3】【8-6】

(避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保)

- 大規模災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、県や民間企業との連携により、あらかじめ確保するよう努める。【8-3】

イ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災力の強化)

- 地震から身を守るため、家具・事務機械等の転倒防止対策等の耐震対策を始め、避難の重要性について周知・啓発を推進する。【1-1】
- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。【2-1】
- 防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る。また、市民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティ意識の醸成を図る取組を推進する。【1-1】【3-1】

②人材育成

(人材の育成)

- 継続かつ計画的に防災士・防災リーダーなどの養成を推進する。【3-2】
- 児童生徒・学校・自主防災会が連携した地域における防災活動を推進する。【3-2】
- 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。【8-2】
- 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーターの質の向上に努める。【8-2】
- 避難所開設職員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、各種マニュアル等を見直す。【3-2】【2-6】

(効果的な防災教育・啓発等の推進)

- 防災ガイドブックや各種ハザードマップの作成・周知など、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【再掲】【1-3】【4-3】
- 行政と自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う。また、避難所開設に備え、避難所開設職員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について防災訓練等を通じて、共有を進める。【2-6】

③老朽化対策

(非構造部材耐震化の推進)

- 市有公共施設の非構造部材の中には老朽化が進んでいる施設もあることから、公共施設等総合管理計画や関連施設の個別計画等に基づき、施設の最適化を図りつつ、非構造部材の耐震化を推進する。【3-2】

(道路施設の老朽化対策)

○橋梁等の道路施設は、個別施設計画に基づく5年に1回の法定定期点検を実施し、点検結果による補修を実施する。【6-4】

(管路の老朽化対策)

○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽した水道管の更新を計画的に推進する。水道管施設等も、重要管路について優先的に老朽化対策を推進する。また、老朽化が進んだ下水道管きょ施設等も、ストックマネジメント計画により、改築・更新を推進する。【2-1】【6-2】【6-3】

④研究開発

(戦略的イノベーション創造プログラムの活用)

○戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおける研究開発で得られた成果を本市の災害情報共有システムで活用する。【4-3】

⑤産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携の推進)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。【2-1】

(地域の民間企業等との連携)

○大規模災害時に地域の民間企業の果たす役割は大きいと、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。【5-1】

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

○西三河防災減災連携研究会や災害時相互応援協定市等の市町村間の連携に係る取組を推進する。【3-2】

(物資調達・受援体制の構築)

○避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する。【2-1】

第5章 計画推進の方策

5-1 地域計画の進捗管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、「知立市国土強靱化地域計画推進会議」を中心とした全庁的な体制の下、国・県・民間事業者・関係機関等による取組を推進します。

また、防災会議などの各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図ります。

(2) 計画の進捗管理

本計画を適切に推進・管理するために、各施策を具体化した強靱化に資する事業・取組をアクションプランとしてまとめ、計画的に実施します。アクションプランは毎年度終了ごとに進捗状況を確認することとし、併せて指標に基づく目標の達成状況の把握・検証を行い、PDCA サイクルを通じて計画を推進します。

(3) 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で新たに実施すべき事業が出てきた場合などにおいても、本計画を見直すこととします。

資料 脆弱性評価結果

1. リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。【市・地域・民間】
- 市営住宅入居者及び近隣の第三者の安全を確保するため、市営住宅の内外壁落下防止等のための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【市】

(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

- 広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。【市・民間】

(地域防災力・企業防災力の向上)

- 地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。【市・地域・民間】

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。【県・市・民間】
- 「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)について、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。【県・市・民間】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の建替を促進する必要がある。【市】
- 高齢者施設等の耐震化を推進するとともに、安全上対策が必要なブロック塀等の改修、及びスプリンクラー設備等の整備を推進する必要がある。【市】

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。【県・市・衣浦東部広域連合・民間】

（消防団等の充実強化の促進等）

○公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。【市】

（危険な空家の除却等への支援）

○空家等対策計画に基づいて、危険な空家の除却を促進する必要がある。
【市・地域・民間】

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（河川の改修の促進）

○洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。【県・市】

（ハザードマップの作成・周知啓発）

○最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、市民への周知啓発を行う必要がある。【市】

（安全な地域づくり）

○災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、立地適正化計画に基づき、持続可能な集約型まちづくりを推進する必要がある。【市】

（水防訓練等の推進）

○命を守る行動の取り方等について、自主防災組織や関係団体と水防訓練等を推進する必要がある。【県・市・地域】

2）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（物資輸送ルートの確保）

○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）の地震対策、医療救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守り緊急輸送道路等のネットワークの構築を進める必要がある。【国・県・市】

（水道施設の老朽化対策等の推進）

○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて管路の耐震化を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、仮設水槽の配備等水の確保に向けた取組を進める必要がある。【市】

（応急給水体制の確立）

○災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、具体的活動方法などを確立する必要がある。【市】

（備蓄の推進）

○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自

主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【市・地域・民間】

- 避難所への避難者及び車中泊等の避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。【市】

（物資輸送体制の強化）

- 地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、事業者と連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。【市・民間】

（物資調達・受援体制の構築）

- 物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。【県・市・民間】

（大規模災害時の広域連携の推進）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。【国・県・市・民間】

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制・資機材の強化）

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。【国・県・市・衣浦東部広域連合】
- 消防署について、保全計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、機能強化を引き続き進める必要がある。また、機能の不足等がある施設は、計画的に移転・建替を実施する必要がある。【市・衣浦東部広域連合】
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。【市・衣浦東部広域連合】

（消防団の災害対応力の強化）

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。【市】

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 知立駅周辺等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、宿泊施設等との協定締結や帰宅困難者マップの周知・啓発により、円滑な受入・誘導体制を構築する必要がある。【市・民間】

（代替輸送手段の確保等）

○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する必要がある。【県・市・民間】

2－4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（後方支援病院等の防災・減災機能の強化）

○後方支援病院や医療救護所については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。さらに、浸水想定区域内にある病院等が医療機能を万全に提供できるように対策を講じる必要がある。【県・市・民間】

（医師会等関係機関との連携強化）

○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。【市・民間】

（要配慮者の一時的受入体制の整備）

○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障がい者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の連携を推進する必要がある。【市・民間】

（災害時保健活動の確保）

○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する必要がある。【県・市】

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症への対応強化）

○災害時には感染症のまん延防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策の研修等に参加した職員を育成する必要がある。【市】

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を周知する必要がある。【市】

○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。【市】

（医療機関等との連携及び活動資機材の整備）

○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進）

○避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【市】

（避難所運営体制の整備）

○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所開設職員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアル等の作成を促進する必要がある。また、自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。【市】

（要配慮者等への支援体制の整備）

○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【市・地域】

（避難所備蓄品及び救助用資機材の確保）

○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる必要がある。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所開設職員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める必要がある。【市】

（被災者の健康管理）

○感染症の流行や静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害のトラウマや人間関係の崩壊等が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携してケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。【県・市・民間】

3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（地域における安全活動の強化）

○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における防犯活動を強化する必要がある。【県・市・地域】

（警察署等の耐震化及び装備資機材の充実強化）

○警察署や交番等は、耐震化の促進とともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。【県】

3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下

(市役所の業務継続力の強化)

- 業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。【市】
- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐震性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。【市】

(防災拠点等の災害対応力の強化)

- 防災拠点として位置づけのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震等に対して、必要な防災対策を着実に推進する必要がある。【県・市】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。【県・市】

(大規模災害時における広域連携の推進)

- 西三河防災減災連携研究会や災害時相互応援協定市等の市町間の連携に係る取組を推進する必要がある。【市】
- 受援体制の整備や避難指示等に関する助言など、国・県・防災関係機関との連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。【国・県・市】

(市議会の業務継続力の強化)

- 市議会業務継続計画（議会 BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。【市議会】

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。【県・市】
- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するために、防災行政無線設備を計画的に更新する必要がある。【市】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。【国・県・市・民間】

(情報通信インフラの整備)

- 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の

整備を促進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、普及・啓発を図る必要がある。
【県・市・民間】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（効果的な教育・啓発の実施）

○主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップ等の作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。【県・市】

（避難の円滑化・迅速化）

○避難に関するタイムライン等に基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる必要がある。【市】

（情報提供体制の確立）

○避難指示等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を図る必要がある。【市】

5）経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（事業所等における防災対策の促進）

○平常時から事業所等での防災対策や BCP の策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会や金融機関等と連携して更なる PR を行い、BCP 策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。【市・民間】

（民間企業における事業継続に資する取組の促進）

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。【市・民間】

（道路ネットワークの整備、道路等の災害対策の推進）

○道路の防災、地震対策や無電柱化を着実に推進する必要がある。【国・県・市】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（燃料供給ルートの確保）

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。【国・県・市・民間】

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路の災害対応力の強化)

- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【市】

(道路の防災対策の推進)

- 発災時においても道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。【国・県・市・民間】

5-4 食料等の安定供給の停滞

(物流インフラの災害対応力の強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、物流のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【市】

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水の安定供給)

- 大規模災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する必要がある。【県・市】
- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある。【県・市・民間】

6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力・ガス等供給の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促進する必要がある。【民間】
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する必要がある。【民間】
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を連携強化する必要がある。【民間】

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【県・市・民間】
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確

保等を促進する必要がある。【市・地域・民間】

（エネルギー供給源の多様化）

- エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。【国・県・市・地域・民間】

6－2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（広域的な応援体制の確立）

- 大規模災害時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する必要がある。【市】

（災害時における供給体制の確立）

- 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する必要がある。【市】

（応急給水及び上水道復旧体制等の強化）

- 他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制及び被災状況を確認し災害復旧応急復旧工事等の協力に関する協定締結業者に応急復旧工事を要請し施工を指示するまでの体制の整備を行う必要がある。【市】

6－3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実）

- 下水道の幹線管きょ施設等の耐震化および非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めるため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。また、雨水浸水対策及び合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。【市】

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

（災害時における輸送ルートの機能確保）

- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【再掲】【市】
- 災害発生時における名古屋鉄道の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。【民間】
- 脆弱性を確認するため、主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める必要がある。【国・県・市】
- 高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。【県・市・民間】

（道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化）

- 大規模地震発生後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCP の策定など必要な体制整備を推進する必要がある。【国・県・市・民間】
- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【国・県・市】

（緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化）

- 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。【市・地域・民間】

6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（防災インフラの耐震化対策等の推進）

- 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化対策等を進める必要がある。【県・市】

（防災インフラの迅速な復旧に向けた取組）

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める必要がある。【市・民間】

7）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（消防・救急活動能力の充実・強化）

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。【県・市・衣浦東部広域連合・地域】

（火災に強いまちづくりの推進）

- 建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。【市】【再掲】
- 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備や幹線道路整備を推進する必要がある。【市】
- 震災時に有効な消防水利となる耐震性貯水槽を計画的に整備する必要がある。【市・衣浦東部広域連合】
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施

する必要がある。【再掲】【市・衣浦東部広域連合】

（消防団の災害対応力の強化）

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。【再掲】【市】

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

（沿道の住宅・建築物の耐震化の促進）

○沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。【市・地域】

（道路の閉塞への対策）

○道路に交差・隣接する土木構造物の倒壊が起きないように、点検、修繕を行う必要がある。また、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあるので、占用者に対して耐震化を要請する必要がある。【国・県・市・民間】

（危険な空家の除却等への支援）

○空家等対策計画に基づいて、危険な空家の除却を促進する必要がある。【市・地域・民間】

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

（石綿飛散防止対策の推進）

○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。【市・地域・民間】

○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。【市】

（PCB 廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減）

○建屋倒壊等による PCB の漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB 含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、災害時に活用される市の施設も PCB 含有電気機器等が使用または保管されている現状があり、早急に処分を完了させる必要がある。【国・県・市】

（特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進）

○特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に使用する建築物）の耐震化を促進する必要がある。【民間】

7-4 農地等の被害による荒廃

（農業水利施設等の保安全管理と体制整備）

○農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。【県・地域・民間】

（適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進）

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。【市】

8）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の実施）

○平成 29 年度に策定した知立市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めている。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する必要がある。【市】

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化）

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティを確保できる設備を構築する必要がある。【県・市】

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）

○PCB や石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。【市】

8-2 復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○地震等の災害時の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【市】

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

○大規模災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。【県・市】

（災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築）

○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【市・民間】

- 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーターの質の向上に努める必要がある。【市・民間】
- 災害時の情報格差を解消するため、障がい者や外国人などの要配慮者とのコミュニケーションや、要配慮者への情報伝達が不可欠であり、円滑にコミュニケーションや情報伝達等を行えるよう、情報伝達手段等の見直しや訓練等を繰り返し行う必要がある。【市・民間】

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。【市・民間】

8－3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。また、応急仮設住宅用地等について、あらかじめ確保するよう努める必要がある。【市】

（罹災証明書の迅速な発行）

- 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者等全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む必要がある。【市】

（事前復興・復興体制の強化）

- 大規模災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。【再掲】【県・市】

8－4 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（用地の活用に係る平常時からの調整等）

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時より応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っていく必要がある。【市】

8－5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。【市】

8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の耐震化等の推進）

○文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備を推進する必要がある。【市】

（コミュニティの活力の確保）

○コミュニティの崩壊は、有形無形の文化財の維持に影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から推進する必要がある。【市・地域】

（資料館等の展示・収蔵物の被害の最小化等の推進）

○資料館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、市内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進めるとともに、文化財の被害に備えた修復への対応を図る必要がある。【市・地域】

2. 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

■行政機能

(市役所の業務継続力の強化)

- 業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。【3-2】
- 避難所への避難者及び車中泊等の避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。【2-1】

(市議会の業務継続力の強化)

- 市議会業務継続計画（議会 BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。【3-2】

(防災拠点施設の機能強化)

- 防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める必要がある。【3-2】
- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐震性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。【3-2】

(災害対応力の強化)

- 行政職員の不足に対応するため、相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について、知立市受援計画を策定し、適宜見直しを行う必要がある。【3-2】
- 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する必要がある。【3-2】

(早急な生活再建に向けた体制整備)

- 被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないように、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務実務研修や被災者支援システム操作研修の実施を取り組む必要がある。【8-3】
- 応急仮設住宅を迅速に建設するための建設候補地の選定、民間借上住宅の提供に係る体制を整備する必要がある。【8-3】

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。【8-2】

■警察・消防等

(警察・消防施設の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、災害対策の整備を推進する必要がある。【2-2】【3-1】

（災害対応装備資機材等の充実）

- 災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る必要がある。【2-2】

（消防団の災害対応力の強化等）

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進・処遇の改善や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。
【2-2】【7-1】

（治安維持のための体制確保）

- 災害時の治安悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。【3-1】

■防災教育等

（効果的な教育・啓発等の実施）

- ハザードマップの作成、防災ガイドブックやハザードマップの周知など、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。【1-3】【4-3】
- 行政と自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う必要がある。また、避難所開設に備え、避難所開設職員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について防災訓練等を通じて、共有を進める必要がある。【2-6】

②住宅・都市

（耐震化の促進）

- 既存建築物の耐震化促進を図るため、「知立市耐震改修促進計画」に基づき住宅耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する必要がある。【1-1】
- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。【1-1】
- 「特定既存耐震不適格建築物（1号）」（百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物）において、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。【1-1】
- 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く、耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。【6-4】【7-2】
- 特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する必要がある。【1-1】【7-3】
- 市営住宅入居者及び近隣の第三者の安全を確保するため、市営住宅の内外壁落下防止等のための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【1-1】

（火災に強いまちづくりの推進）

- 土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備やオープンスペース

の確保を推進すると共に、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の建替を促進する必要がある。【1-2】【7-1】

○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物（老朽建築物）が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、空家対策を推進する必要がある。

【1-2】【7-1】

○空家等対策計画に基づき、危険な空家等の除却を進める必要がある。【7-2】

○地震発生後による通電火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。【7-1】

（道路の防災対策の推進）

○発災時においても道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。【5-3】【6-4】

（施設の災害対応機能の強化）

○家庭や事業所、公共施設等において自立・分散型エネルギーを導入し、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。【6-1】

（水道施設の老朽化対策等の推進）

○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて管路の耐震化を推進する必要がある。【2-1】

（下水道施設の耐震化等の推進）

○地震対策として下水道施設の耐震化及びマンホールトイレの設置を推進する必要がある。【6-3】

（帰宅困難者対策の推進）

○知立駅周辺等で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、宿泊施設等との協定締結や帰宅困難者マップの周知・啓発により、円滑な受入・誘導体制を構築する必要がある。【2-3】

（避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進）

○避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【2-6】

（家具・機械設備等の転倒防止対策の促進）

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。【1-1】

（事前復興・復興体制の強化）

○大規模災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。【8-2】

（石綿飛散防止対策の推進）

○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建

建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。【7-3】

- 市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。【7-3】

（被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。また、応急仮設住宅用地等について、あらかじめ確保するよう努める必要がある。【8-3】

（文化財の耐震化等の推進）

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備を推進する必要がある。【8-6】

（コミュニティの活力の確保）

- コミュニティの崩壊は、有形無形の文化財の維持に影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から合う推進する必要がある。【8-6】

③保健医療・福祉

（後方支援病院等の防災・減災機能の強化）

- 後方支援病院や医療救護所については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。さらに、浸水想定区域内にある病院等が医療機能を万全に提供できるように対策を講じる必要がある。【2-4】

（医療救護所の機能充実等）

- 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、医療救護所等の機能充実を推進する必要がある。【2-4】

（医師会等関係機関との連携強化）

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。【2-4】

（要配慮者等への支援体制の整備）

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【2-6】

（感染症等への対応強化）

- 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。【2-5】
- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく

必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を周知する必要がある。【2-5】

（災害時保健活動の確保）

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する必要がある。【2-4】
- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害のトラウマや人間関係の崩壊等が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携してケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。【2-6】

④エネルギー

（エネルギーの確保対策の促進）

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【6-1】

（エネルギー供給源の多様化）

- エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【6-1】

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【6-1】

⑤情報通信

（情報収集手段の多様化と一元的集約）

- ICT を用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される情報等を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する必要がある。【4-2】

（多様な情報提供手段の確保）

- 観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、普及・啓発を図る必要がある。【4-2】

（市民への確実な情報の伝達等）

- 市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、市民への情報伝達手段の多様化を推進する必要がある。【4-2】

（情報提供体制の確立）

- 避難指示等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢

者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を図る必要がある。【4-3】

（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化）

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。【4-1】

⑥産業・経済

（事業所等の業務継続力の強化）

- 平常時から事業所等での防災対策や BCP の策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会や金融機関等と連携して更なる PR を行い、BCP 策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。【5-1】
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。【5-1】

（有害物質等の流出防止対策等の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。【7-3】

⑦交通・物流

（緊急物資等供給ルートの確保）

- 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、医療救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する必要がある。【2-1】【5-2】【5-4】
- 災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【5-3】【5-4】【6-4】
- 輸送ルート確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【5-4】【6-4】
- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【5-4】【6-4】

（地域交通ネットワークの機能停止対策の検討等）

- 大規模災害時において地域交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する必要がある。また、発災後の道路啓開など、地域交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する必要がある。【6-4】

（公共交通機関の安全確保・利便性の向上）

- 災害発生時における名古屋鉄道の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとと

もに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。【6-4】

- 高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。【6-4】

⑧農林・水産

（災害時における食料確保対策の強化）

- 家庭や企業内での備蓄の促進等により、備蓄対策を強化する必要がある。【2-1】

（農業水利施設等の保全管理と体制整備）

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。【7-4】

⑨地域保全

（総合的な地域保全対策の推進）

- 南海トラフ地震を始めとする大規模災害に対して備えるため、河川改修、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、想定し得る最大規模の洪水、内水を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達等を効率的・効果的に組み合わせた総合的な取組を推進する必要がある。【1-3】【6-3】【6-5】

（既存施設の管理・活用の推進）

- 下水道施設等をストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。【6-3】

（災害対応策の高度化等）

- 適切・迅速な災害関連情報の収集・提供と災害発生時の機動的・効率的な活動の確保のため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の高度化など災害関連情報の共有のための取組を推進する必要がある。【4-1】【4-2】【4-3】

⑩環境

（災害廃棄物処理計画の推進）

- 知立市災害廃棄物処理計画に基づいて、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する必要がある。【8-1】

（有害物質の漏えい対策等の推進）

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を推進する必要がある。【7-3】【8-1】
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化）

- 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティを確保できる設備を構築する必要がある。【8-1】

⑪土地利用

（安全な地域づくり）

- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、立地適正化計画に基づき、持続可能な集約型まちづくりを推進する必要がある。【1-3】【8-6】

（避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保）

- 大規模災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、県や民間企業との連携により、あらかじめ確保するよう努める必要がある。【8-3】

2）横断的分野

①リスクコミュニケーション

（地域防災力・企業防災力の強化）

- 地震から身を守るため、家具・事務機械等の転倒防止対策等の耐震対策を始め、避難の重要性について周知・啓発を推進する必要がある。【1-1】
- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【2-1】
- 防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る必要がある。また、市民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。【1-1】【3-1】

②人材育成

（人材の育成）

- 継続かつ計画的に防災リーダーの養成を推進する必要がある。【3-2】
- 児童生徒・学校・自主防災会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。【3-2】
- 本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【8-2】
- 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーターの質の向上に努める必要がある。【8-2】
- 避難所開設職員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、各種マニュアル等を見直す必要がある。【3-2】【2-6】

（効果的な防災教育・啓発等の推進）

- 防災ガイドブックや各種ハザードマップの作成・周知など、早期避難に繋がる

効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。【再掲】【1-3】【4-3】

- 行政と自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う必要がある。また、避難所開設に備え、避難所開設職員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について防災訓練等を通じて、共有を進める必要がある。【2-6】

③老朽化対策

（非構造部材耐震化の推進）

- 市有公共施設の非構造部材の中には老朽化が進んでいる施設もあることから、公共施設等総合管理計画や関連施設の個別計画等に基づき、施設の最適化を図りつつ、非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【3-2】

（道路施設の老朽化対策）

- 橋梁等の道路施設は、個別施設計画に基づく5年に1回の法定定期点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。【6-4】

（管路の老朽化対策）

- 南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽した水道管の更新を計画的に推進する必要がある。水道管施設等も、重要管路について優先的に老朽化対策を推進する必要がある。また、老朽化が進んだ下水道管きょ施設等も、ストックマネジメント計画により、改築・更新を推進する必要がある。【2-1】【6-2】【6-3】

④研究開発

（戦略的イノベーション創造プログラムの活用）

- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおける研究開発で得られた成果を本市の災害情報共有システムで活用する必要がある。【4-3】

⑤産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携の推進）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。【2-1】

（地域の民間企業等との連携）

- 大規模災害時に地域の民間企業の果たす役割は大きいと、地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。【5-1】

（市町村間の協調・連携に係る取組の推進）

- 西三河防災減災連携研究会や災害時相互応援協定市等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。【3-2】

（物資調達・受援体制の構築）

- 避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する必要がある。【2-1】

用語説明

【あ】

ICT

主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いた環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称で、「情報通信技術」と訳される。

液状化

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状になる現象。比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたりする一方、地中の比重の小さい構造物（下水道管等）が浮き上がったりする。

SIP4D

内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の一環として、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、防災情報の基盤的流通を担う仕組みのこと（「府省庁連携防災情報共有システム」）。

SNS

インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。Facebook、LINE、Twitter など様々なサービスがある。

Lアラート

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して、必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤（「災害情報共有システム」）。

応急仮設住宅

地震や水害などによって居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅。

医療救護所

災害により医療機関の機能が混乱した場合、負傷者に対し応急的な救護活動「トリアージ（治療の優先順位付け）、軽症者の手当、中等症者の搬送前の応急処置」を実施するための救護所。

オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要である。

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

洪水ハザードマップ

破堤、はん濫等による人的被害を防ぐため、浸水情報および避難に関する情報を住民にわかりやすく示したマップのこと。浸水想定区域のほか、洪水予報等の伝達方法や避難場所、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載する。

後方支援病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律（平成 25 年法律第 95 号）。

【さ】

災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、防災に関し、国、地方公共団体、及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定める法律。昭和 34 年に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機として制定された（昭和 36 年法律第 223 号）。

災害廃棄物

地震や洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート等をいう。

災害廃棄物処理計画

災害によって大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために、必要な事項を定めたもの。

災害ボランティア

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけるボランティア（自発的に他人・社会に奉仕する人または活動のこと）。

サプライチェーン

製造業で、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。供給網。

Jアラート

「全国瞬時警報システム」と呼ばれるもので、地震をはじめとする大規模災害や、武力攻撃事態又は存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報について通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市防災行政無線（防災行政無線）や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム。

静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていると、血行不良が起こり、血液が固まりやすくなる。その結果、血栓が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを起こすこと。

自立・分散型エネルギー

従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステム。

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、水防法の規定によって、国土交通大臣又は県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。

脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質。元々コンピュータのセキュリティ上の不具合を脆弱性と呼んでいたが、災害に対するハード・ソフト面での弱さにも当てはめて使用している。

【た】

耐震性貯水槽

大規模災害によって水の供給が停止した時に、地下の安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消火用水に利用するもの。飲料水兼用の耐震性貯水槽もある。

タイムライン（防災行動計画）

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。

【な】

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。地震の後の火災など。

【は】

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など建物のデザインや居住性の向上などを目的に設置される部材。

被災建築物応急危険度判定士

大地震での二次災害を防ぐために、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定することができる資格をもった人。

被災宅地危険度判定士

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次被害の危険度を判定することができる資格をもった人。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

BCP

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画（業務継続計画）。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する高齢者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

複合災害

2つ以上の災害がほぼ同時期または復旧中に発生すること。複合災害が発生した場合、被害が深刻となり、復旧が長期化する傾向がある。

福祉避難所

災害時に、一次避難所での避難生活が困難で、特別な支援を必要とする高齢者や障がい者などを対象に設けられる市指定の二次避難所をいう。

防災行政無線

屋外拡声器や個別受信機を介して、市役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

ボランティアコーディネーター

大規模な災害が発生したときに、ボランティアによる救援・救助活動が円滑で効果的に行われるために、ボランティアと被災者との調整を行う人材のこと。

【ま】

マンホールトイレ

災害時にマンホールの上に仮設トイレを設置し、直接下水道に流し使用するもの。

密集市街地

老朽化した木造建築物等が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

【や】

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のこと（災害対策基本法第8条2項15号）。

【ら】

罹災証明書

地震や台風、豪雨等によって被災した住家等の被害の程度を市が証明したもの。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

レジリエンス

外的な衝撃に強く、復元できる「しなやかな強さ」のこと。柔軟な復元力。

知立市国土強靱化地域計画

第2版

令和4年3月

知立市危機管理局安心安全課

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

電話 0566-95-0160（直通）